

石川県生活バス路線維持対策費補助金交付要綱

平成14年 6月24日制定
平成17年10月19日改正
平成19年 3月23日改正
平成19年 6月19日改正
平成21年 9月10日改正
平成23年 4月 1日改正
平成24年 4月 1日改正
平成27年 7月 1日改正
令和 2年 6月 9日改正
令和 3年 3月22日改正
令和 4年 3月22日改正
令和 5年 3月28日改正
令和 7年11月30日改正

	頁
第1編 総則	1
第2編 バス運行費補助金（国庫補助対象）	
第1章 地域間幹線系統	1
第1節 運行費補助	
第2節 車両減価償却費等補助	
第3編 バス運行費補助金（国庫補助対象外）	
第1章 一般生活路線	2
第1節 運行費補助	
第2節 車両購入費補助	
第2章 特例生活路線	4
第1節 運行費補助	
第2節 車両購入費補助	
第4編 生活バス利用促進対策費補助金	5
第5編 雑則	5

本要綱に基づき交付する補助金については、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「国庫補助金交付要綱」という。）」及び「石川県補助金交付規則」に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

第1編 総則

（目的）

第1条 利用者減少に伴い厳しい経営状況にある乗合バス事業について、地域住民の生活に必要なバス路線を運行する事業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域住民の生活の足の確保を図る。

（定義）

第2条 本要綱において、「地域間幹線系統」、「地域間幹線系統確保維持計画」、「乗合バス事業者」、「補助対象経常費用」、「補助対象経常費用の見込額」という用語の定義は、国庫補助金交付要綱に定めるところによる。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、該当する補助金について、別表1に定めるとおり補助金の交付申請書及び実績報告書を知事に提出するものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第4条 知事は、前条の規定により提出された書類を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、当該申請者にその旨を通知するものとする。

（補助金の経理等）

第5条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿及び証拠書類を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

（補助金の支払方法）

第6条 本要綱に基づく補助金は、事業完了後精算払いにより支払うものとする。

（補助金の交付決定の取り消し及び返還）

第7条 知事は、補助対象事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（イ）本要綱の規定に違反した場合

（ロ）補助金の交付決定の条件に違反した場合

（ハ）補助金交付申請書及び実績報告書に虚偽の記載をした場合

第2編 バス運行費補助金（国庫補助対象）

第1章 地域間幹線系統

第1節 運行費補助

（補助対象系統）

第8条 補助対象系統は、地域間幹線系統として、国土交通大臣の認定を受けた地域間幹線系統確保維持計画に記載されている系統とする。

(補助対象事業者)

第9条 補助対象事業者は、前条の計画に運送予定者として記載された乗合バス事業者とする。

(補助対象期間)

第10条 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の10月1日から当該年度の9月30日までとする。

(補助対象経費)

第11条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。ただし、補助対象系統が他の系統と競合し、その競合区間のキロ程の合計が当該補助対象系統の50%以上である場合にあっては、当該競合系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えることが見込まれるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算する。

$$\left(\text{補助対象経常費用の見込額} - \text{経常収益の見込額} \right) \times \left(\frac{\text{当該系統の総キロ程} - \text{競合キロ程}}{\text{当該系統の総キロ程}} \right)$$

- 2 平均乗車密度の見込数値が5人未満の補助対象系統については、当該系統の輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、石川県能登地域公共交通計画に記載されている能登方面特急バス系統(以下「能登方面特急バス系統」とする)の補助対象経費の額は、補助対象経常費用の実績額から、経常収益の実績額を差し引いたものとする。ただし、のと鉄道穴水・蛸島間廃止に伴う転換バス系統の補助対象経常費用の実績額の限度額は別に定める方法で算出するものとする。

(補助対象経費の上限額及び補助金の交付額)

第12条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額の9/20に相当する額を上限とし、補助金の交付額は、国庫補助金の交付額以内の額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、能登方面特急バス系統の補助対象経費の上限額及び補助金の交付額は次のとおりとする。
 - 一 のと鉄道穴水・蛸島間廃止に伴う転換バス系統以外については、補助金の交付額は次のいずれか少ない方を上限とする。
 - (イ) 経常費用の実績額から経常収益の実績額及び国庫補助金の交付額を控除した額
 - (ロ) 国庫補助金の交付額
 - 二 のと鉄道穴水・蛸島間廃止に伴う転換バス系統の補助金の交付額は次のいずれか少ない方を上限とする。
 - (イ) 経常費用の実績額から経常収益の実績額及び国庫補助金の交付額を控除した額×1/2
 - (ロ) 沿線市町が補助する額の合計額

第2節 車両減価償却費等補助

(補助対象事業者)

第13条 補助対象事業者は、第9条の要件に該当する者とする。

(補助対象期間)

第14条 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の10月1日から当該年度の9月30日までとする。

（補助対象経費、補助対象事業の基準及び補助対象経費の算出方法）

第 15 条 補助対象経費の額は、第 8 条で定める補助対象系統を運行するために必要な車両の取得に係る補助対象購入車両減価償却費及び、当該購入に係る補助対象金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）とする。なお、補助対象事業の基準及び、補助対象経費の算出方法については、国庫補助金交付要綱別表 8 及び、別表 9 で定めるものとする。

（補助金の交付額）

第 16 条 補助金の交付額は、次のいずれか少ない方の額を上限とする。

（イ）補助対象経費の額 $\times 1 / 2$

（ロ）国庫補助金の交付額

第3編 バス運行費補助金（国庫補助対象外）

第1章 一般生活路線

第1節 運行費補助

（補助対象路線）

第17条 補助対象路線は、第2編の国庫補助対象とならない路線のうち、次のいずれもの要件を満たす路線であるとともに、県が補助を行うことにより維持することが必要と知事が認める路線とする。

- （イ）県内を運行する路線
- （ロ）同一路線内の赤字及び黒字系統を相殺しても、なお赤字となる路線
- （ハ）地域住民の生活の足の確保のため、沿線市町が補助を行う路線

2 次に掲げるバスが運行する路線については、前項の規定にかかわらず補助対象外とする。

- （1）特急バス、高速バス
- （2）主に観光を目的とするバス
- （3）コミュニティバス

（補助対象事業者）

第18条 補助対象事業者は、次の要件を満たす乗合バス事業者とする。

- （1）県内に本社を有していること
- （2）別に定める経営効率化基準を満たしていること

（補助対象期間）

第19条 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の10月1日から当該年度の9月30日までとする。

（補助対象経費）

第20条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。なお、補助対象経常費用の限度額は、別に定める方法で算出する。

（補助金の交付額）

第21条 補助金の交付額は、次のいずれか少ない方の額を上限とする。

- （イ）補助対象経費の額×1/3
- （ロ）沿線市町が補助する額の合計額

第2節 車両購入費補助

（補助対象事業者）

第22条 補助対象事業者は、第18条の要件に該当する者とする。

（補助対象車両）

第23条 補助対象車両は、主として補助対象路線の運行の用に供する車両とし、車両の種別は次のとおりとする。

- （イ）車両の種別は地上から車両の床面までの地上高が65cm以下の車両であって次に掲げる低床型車両
 - （1）ワンステップ型車両（スロープもしくはリフト付き）
 - （2）ノンステップ型車両（スロープもしくはリフト付き）
 - （3）ノンステップ型車両は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付国自技第211号又は平成18年3月10日付国自技第254号）に基づく認定を受けた車両に限る。
- （ロ）その他の車両

（補助対象車両費の上限額）

第24条 補助対象車両費は、1両につき（イ）又は（ロ）のいずれか少ない額を上限とする。価額には消費税を含まない。

（イ）低床型車両：10,000千円

その他の車両：5,000千円

（ロ）実費購入費から備忘価額として1円を控除した額

（補助金の交付額）

第25条 補助金の交付額は、次のいずれか少ない方の額を上限とする。

（イ）補助対象車両費の額×1/2

（ロ）沿線市町が補助する額の合計額

（補助対象事業の完了期限）

第26条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末日までに補助対象車両の購入を完了するものとする。

ただし、知事が特別の理由があると認めた場合はこの限りでない。

第2章 特例生活路線

第1節 運行費補助

（補助対象路線）

第27条 補助対象路線は、第17条第1項に定める要件を満たし、次のいずれかに該当する路線として知事が認めるものとする。

（1）廃止代替路線

（2）奥能登地域の西日本ジェイアールバス撤退に伴う代替路線

（3）のと鉄道穴水・蛸島間廃止に伴う転換バス路線

（補助対象事業者）

第28条 補助対象事業者は、前条の路線を運行する乗合バス事業者及び市町とする。

（補助対象期間）

第29条 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の10月1日から当該年度の9月30日までとする。

（補助対象経費）

第30条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。なお、補助対象経常費用等の限度額は、別に定める方法で算出する。

（補助金の交付額）

第31条 補助金の交付額は、次のとおりとする。

（1）第27条の（1）及び（2）については、次のいずれか少ない方の額を上限とする。

（イ）補助対象経費の額×1/3

（ロ）沿線市町が補助又は負担する額の合計額

（2）第27条の（3）については、次のいずれか少ない方の額を上限とする。

（イ）補助対象経費の額×1/2

（ロ）沿線市町が補助する額の合計額

第2節 車両購入費補助

(補助対象事業者)

第32条 補助対象事業者は、第28条の要件に該当する者とする。

(準用規定)

第33条 第23条から第26条の規定は本節において準用する。

第4編 生活バス利用促進対策費補助金

(補助対象者)

第34条 補助対象事業者は、次に掲げる者とする。

(イ) 乗合バス事業者及び市町

(ロ) 市町、乗合バス事業者、住民代表等からなる地域公共交通会議等の協議会

(補助対象期間)

第35条 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から1年間とする。

(補助対象事業等)

第36条 補助対象事業、補助対象経費及び補助率は別表2に定めるとおりとする。

(補助金の交付額)

第37条 補助金の交付額は、次のいずれか少ない方の額とする。ただし、価額には消費税を含まない。

(イ) 別表2に定める補助上限額

(ロ) 実費

(補助対象者等の責務)

第38条 補助対象者は、関係する交通事業者や沿線市町と利用促進策についての協議を行い、協議が調った場合のみ申請することができるものとする。

2 補助対象者より協議を求められた交通事業者や市町は、協調して利用促進策を検討するものとする。

第5編 雑則

(その他)

第39条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

第1条 この要綱は、平成14年度の補助金から適用する。

第2条 第6条の規定は、令和2年度に限り、「本要綱に基づく補助金は、事業完了後精算払いにより支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、運行費補助について概算払いにより支払うことができるものとする。」と読み替えるものとする。

第3条 第3条中、「別表1に定めるとおり補助金の交付申請書及び実績報告書」とあるのは、令和2年度に限り、「別表1-3に定める提出書類」と読み替えるものとし、令和3年度に限り、「別表1-4に定める提出書類」と読み替えるものとし、令和4年度に限り、「別表1-5に定める提出書類」と読み替えるものとする。別表1-3、別表1-4及び別表1-

5については、別に定める。

第4条 第11条第1項の規定は、令和2年度及び令和3年度に限り、「補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。」と読み替えるものとする。

第5条 第11条第2項の規定は、令和2年度、令和3年度及び令和4年度に限り、適用しないものとする。

附則

この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成19年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

附則

第1条 この要綱は、平成23年度の補助金から適用する。

(経過措置)

第2条 第10条中、「前年度の10月1日から当該年度の9月30日まで」とあるのは、平成23年度に限り、「当該年度の4月1日から9月30日まで」と読み替えるものとする。ただし、第8条に規定する補助対象系統であって、国庫補助金交付要綱附則第3条に基づく系統を除く。

第3条 第8条に規定する補助対象系統であって、国庫補助金交付要綱附則第3条に基づく系統については、平成23年度に限り、国庫補助金交付要綱別表12及び別表13の補助対象事業に係る基準に基づき算出された補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、第8条から第12条に基づき補助対象事業者に交付する額に加えて、補助対象事業者に交付する。

ただし、補助金の交付額は、国庫補助金交付要綱附則第10条に基づく国庫補助金の交付額以内の額とする。

附則

この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和7年度の補助金から適用する。

別表 1

<補助金の区分等>

補助金の区分	様式番号	提出書類の種別	提出期限
地域間幹線系統			
運行費補助金	第 1 号様式	交付申請書並びに実績報告書	1 1 月 3 0 日
運行費補助金（能登方面特急バス系統（のと鉄道穴水・蛸島間廃止に伴う転換バス系統以外））	第 2 号様式	交付申請書並びに実績報告書	1 1 月 3 0 日
運行費補助金（能登方面特急バス系統（のと鉄道穴水・蛸島間廃止に伴う転換バス系統））	第 3 号様式	交付申請書並びに実績報告書	1 1 月 3 0 日
車両減価償却費等補助金	第 4 号様式	交付申請書並びに実績報告書	1 1 月 3 0 日
一般生活路線			
運行費補助金	第 5 号様式	交付申請書並びに実績報告書	1 1 月 1 0 日
車両購入費補助金	第 6 号様式 第 7 号様式	交付申請書 実績報告書	1 1 月 1 0 日 事業完了後 2 0 日以内
特例生活路線			
運行費補助金	第 8 号様式	交付申請書並びに実績報告書	1 1 月 1 0 日
車両購入費補助金	第 9 号様式 第 1 0 号様式	交付申請書 実績報告書	1 1 月 1 0 日 事業完了後 2 0 日以内
利用促進対策費補助金	第 1 1 号様式 第 1 2 号様式	交付申請書 実績報告書	1 月 3 1 日 事業完了後 2 0 日以内

別表 2（要綱第 36 条関係）

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
①乗合バス事業者及び市町 ②市町、乗合バス事業者、住民代表等からなる地域公共交通会議等の協議会	国又は市町と協調して県が運行費補助を行っている路線の維持・確保を目的とした先駆的・効果的な利用促進策に資する取り組み。 ※上記の路線を含む総合的な取り組みであれば補助対象事業となる。 (ハード・ソフトを問わない)	(1) 住民自ら地域の公共交通を守り育てていく意識の醸成に要する経費 (2) マイカー等から公共交通への転換を促す取り組みに要する経費 (3) 異なる交通モードの連携に要する経費 (4) 地域に最適な交通体系構築に要する経費	1 / 2	500千円 (総事業費1,000千円) ※ただし、複数の主体や交通モードが連携して実施する取り組みについては、 1,000千円（総事業費2,000千円）とする。 この場合、①が実施する取り組みについては、当該地域における②の協議会の承認を得なければならない。

注 1：当該補助金は割引切符発行に伴う減収補填には充てられないものとする。